

# 仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

## 1 件名

令和5年度「世界自然遺産を活用した観光振興」に係るウェブサイト運営管理及びオンラインプロモーション業務等委託

## 2 事業目的

世界自然遺産登録地を持つ地方自治体が連携し、その知名度を生かした観光PRを実施することにより、東京と日本各地への旅行者誘致促進を図ることを目的とする。

なお、実施にあたっては、関係自治体と下記の協議会を設置し、合意形成をしながら運営するものとする。

協議会名：世界自然遺産を活用した観光振興事業推進協議会

構成員： 北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県、東京都

## 3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4 対象市場

- ・ 欧米豪市場等
- ・ 日本国内

## 5 全体運営

### (1) 全般について

受託者は、本仕様書「2 事業目的」に掲げる目的に基づき、国内にある各世界自然遺産のブランドイメージを活用し、東京と日本各地の魅力を国内及び海外に広く発信できるよう、次の事業を実施すること。

- ア. 世界自然遺産ウェブサイトの制作・編集・運営管理
- イ. 「4 対象市場」を中心に、世界自然遺産への関心が高い層に訴求するための特設ページ設置
- ウ. オンライン広告掲出
- エ. 海外OTA(Online Travel Agency)との連携業務
- オ. 会議開催関連業務
- カ. 効果測定及び報告

### (2) 実施体制

ア. 北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県（以下「5道県」という。）及び東京都に対する国内及び海外からの旅行者の認知度や来訪割合等の現況、及び事業目的を十分に踏まえたうえで事業を遂行すること。

- イ. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- ウ. スケジュールや実施内容等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。
- エ. 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、定期的に報告・説明会を行うなど、進捗状況等を綿密に TCVB に報告すること。また、必要に応じて協議・提案を行いながら進めること。
- オ. 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- カ. 事業の実施にあたっては、5 道県及び東京都の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ、運営すること。5 道県に関する情報発信に偏ることなく、東京都の観光産業振興にも資するよう留意すること。
- キ. 東京都が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。
- ク. 写真や動画利用にあたっては、著作権元に承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ケ. 世界的な新型コロナウイルス感染症の状況と各国の対応・渡航制限等の状況を踏まえ、発信内容に十分に留意すること。
- コ. 各広告媒体掲出先のオンライン版掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- サ. 別途実施する商談会等事業及びデジタルパンフレットの PR 等関連事業との有機的な連携を図ること。

## 6 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、以下の業務を効果的かつ魅力的に企画し、円滑に運営実施すること。

### (1) 世界自然遺産ウェブサイトの制作・編集・運営管理

以下の仕様の通り、本事業のウェブサイト (<https://world-natural-heritage.jp/>) に掲載するコンテンツの制作・編集及びウェブサイトの運営管理を行うこと。

#### ア. コンセプト

- (ア) 国内の世界自然遺産のブランドイメージを十分に活用し、その共通の価値を感じられるよう、各地の自然遺産の魅力、アクセス情報等をわかりやすく発信することにより、国内及び海外の旅行者の来訪意欲を高め、実際に現地を訪問することを促す。
- (イ) 各自然遺産の紹介にとどまらず、一つの自然遺産を訪れた人が、他の自然遺産地域も訪れてみたいとなるような訴求を行う。
- (ウ) 保護すべき貴重な自然との共存に関する事項等を盛り込むこと。

#### イ. 言語・翻訳

- (ア) 日本語及び英語対応とすること。

- (イ) 翻訳に当たっては、表記方法の統一を図ること。適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- (ウ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- (エ) 固有名詞の表現等については、本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。
- (オ) 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含め、適切な対応をとること。
- (カ) 情報更新、追加に伴うテキストは原則日本語で収集すること。
- (キ) 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

#### ウ. デザイン・構成

- (ア) 基本的なデザイン及び構成は、世界自然遺産に興味関心がある層に対して各地域の魅力を訴求できるサイトデザインとすること。また、ウェブサイトの全体構成やカテゴリーの検討にあたっては、ウェブデザイン等の専門知識を有する英語ネイティブ人材の視点を取り入れることが望ましい。
- (イ) 写真利用にあたり、著作権元に承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含むこと。
- (ウ) TCVB と協議の上、必要に応じて、グローバルナビゲーションの整理や既存コンテンツフォーマットの改善等を行うこと。
- (エ) 直帰率が低く、回遊性が上がる（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）構成を意識したサイト作りを行うこと。
- (オ) PC、スマートフォン、タブレット等の様々な端末機器を考慮したレスポンシブデザインとすること。また、一般的なブラウザ、Windows、Google Chrome、Firefox、Mac Safari、iPhone、Android 等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。
- (カ) 世界的なトレンドを取り入れたデザインの導入を心がけること。

#### エ. コンテンツ

ウェブサイトの訴求力及びユーザビリティの向上を目的とし、ウェブサイトの充実を図るために必要なコンテンツを追加・更新し、掲載情報の拡充を行うこと。以下に記載の項目に対して、TCVB と協議の上、制作、実装すること。

- (ア) コンテンツの追加にあたり、訴求ターゲットを明確にしたテーマを設定し、日本の各世界自然遺産の魅力を横断的に紹介するものとする。設定するターゲットやテーマを含むコンテンツ詳細については TCVB と協議の上決定すること。（ターゲット例：ファミリー層など）なお、コンテンツ案は1つ以上とし、必要に応じて対象地域の現地取材を行うことも妨げない（取材に要するすべての経費は委託費に含むこと）。
- (イ) 別途実施する「商談会」後に、造成された旅行商品紹介ページへのバナーリン

ク設定をすること（バナー素材やリンク先の情報等は別途 TCVB より提供するものを使用する）。

- (ウ) 別途実施する「シンポジウム」映像をトップページに追加掲載及び、掲載期間終了時に掲載削除を行うこと。
- (エ) 掲載情報の見直し及び最新情報の調査を行い、必要に応じて、掲載情報を更新すること。
- (オ) 後述の「6 委託内容」(3)ア(イ)で示す数値を達成できるよう、直帰率を下げ、サイト内回遊率が上がる改修事項を定期的に検討し、効果検証のうえ、実装を行うこと。改修内容及び実装にあたっては、都度 TCVB と協議のうえ、決定すること。

#### オ. その他

- (ア) ウェブサイトは、令和4年度の受託者より引継ぎを行い、受託者が用意するサーバーにて運営管理すること。サーバーは、DNS（プライマリ・セカンダリ）サーバーを用意し、管理運用を行うこと。ドメイン名・アカウント等については、既に取得・使用しているドメイン・アカウントの継続と管理を行うこと。
- (イ) 上述のコンテンツ作成に当たり、各自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- (ウ) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトの問題が見つかった場合は、速やかに状況を TCVB に共有し、指示を仰ぐこと。
- (エ) ウェブサイト運営に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等）は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに TCVB に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は TCVB へ報告すること。
- (オ) GDPR（EU 一般データ保護規則）に則り、対応した個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約、クッキーポリシーの制作・更新・掲載作業（日・英）を行うこと。作業にあたっては、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。またコンセンストツールとして、令和4年3月中を目途に、One Trust（<https://cookie.bizrisk.iiij.jp/function>）を実装予定である。本ツールを継続して使用すること。なお、ツールのライセンス費用・相談費用は本委託の費用に含まない。
- (カ) オーガニック流入増加に関する提案を適宜行い実施すること（SEO 対策、UI／ユーザビリティの改善等）。実施については、事前に TCVB と協議すること。
- (キ) 今後もコンテンツが増えていくことを前提に、ウェブサイトの運営を行うこと。
- (ク) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- (ケ) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに

関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

- (ロ) 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。
- (ハ) 別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

(2) 「4 対象市場」を中心に、世界自然遺産への関心が高い層に訴求するための特設ページ設置以下の仕様を満たした特設ページの制作及び運営管理を行うこと。

ア. コンセプト・方針

- (ア) 各対象市場における有力な旅行関連サイト等に特設ページを設置すること。
- (イ) 国内の世界自然遺産のブランドイメージを十分に活用し、その共通の価値を感じられるよう、各自然遺産の魅力等をわかりやすく発信することにより、当該地域の旅行者の来訪意欲を高め、実際に現地を訪問することを促す。
- (ウ) 保護すべきかけがえのない貴重な自然との共存に関する事項や、旅行者が現地で注意すべき点等を盛り込むこと。

イ. 言語

各旅行関連有力サイトで使用されている言語。

固有名詞などは、「6 委託内容」(1)で運営するウェブサイトで使用する内容に準ずること。

ウ. デザイン・構成

対象市場に対して効果的にPRできるようコンテンツを作成すると共に、デザイン及び言語について配慮すること。

- (ア) より魅力的な特設ページとするための工夫・提案を行うこと。
- (イ) 1階層程度のウェブページとすること。
- (ウ) 各世界自然遺産の魅力が対象市場に伝わるよう、効果的な写真や動画コンテンツを盛り込み、ユーザーフレンドリーなデザインにすること。

エ. コンテンツ

- (ア) 世界自然遺産に登録される意義やその価値に関する紹介
- (イ) 日本の各世界自然遺産の価値や特徴に関する紹介、保護すべき自然に関する情報、世界自然遺産エリアを訪れるためのアクセス情報、エリアマップ等
- (ウ) 対象市場に訴求するテーマで各世界自然遺産の魅力を横断的に紹介。記事コンテンツのほか、視覚的に各地域の魅力を横断的に訴求できる30秒程度の動画コンテンツを制作すること。
- (エ) 「6 委託内容 (1)」で運営するウェブサイトへのリンク

## オ. その他

- (ア) 特設ページを設置するサイトについては、有力なサイト及び世界自然遺産や訪日旅行への関心が高い層の利用が多いサイトにて実施すること。なお、設置する特設ページの数に上限は設けないが、少なくとも「4 対象市場」に記載の2つの市場に対して訴求が出来る媒体をそれぞれ選定すること。
- (イ) 対象市場のうち、海外と国内へのPRの比重については、新型コロナウイルス感染症の動向や渡航制限などを十分踏まえ、適切な割合をTCVBと協議のうえ実施すること。状況に変化が生じた際は、TCVBと協議し実施すること。
- (ウ) 上述のコンテンツ作成に当たり、各自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認、テストページ確認依頼等を行うこと。
- (エ) 特設ページについては複数年掲載でき、その間必要に応じて掲載情報等の変更にも対応できるサイトが望ましい。

## (3) オンライン広告掲出

### ア. 業務内容

- (ア) 誘導効率の良い媒体及び有力なサイト等に広告掲出を行うことができるネットワークを有する媒体を選定した上で、インターネット上にオンライン広告を掲出し、ウェブサイト及び「6 委託内容」(2)で制作した特設ページへ誘導を図ること。なお、広告掲出にあたり、広告配信市場及び誘導先は以下を想定している。

想定広告配信市場	誘導先
欧米豪（英語圏の2～3か国程度）	「世界自然遺産ウェブサイト」トップページ（英語）
欧米豪等	「6 委託内容」(2)で制作する特設ページ（配信市場での使用言語）
日本	・「世界自然遺産ウェブサイト」トップページ（日本語） ・「6 委託内容」(2)で制作する特設ページ（日本語）

また、広告を掲出する際には、テーマや対象市場の特性等を考慮の上、広告デザインを数パターン制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証し、高い効果の見込めるデザインを採用する等、ウェブサイト訪問数・回遊数の増加や直帰率が低くなる等の効果が見込める工夫を行うこと。

- (イ) 事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、以下①から③のKPIを設定し、実施すること。なお、誘導する「世界自然遺産ウェブサイト」のページビュー数についてはKPIを200,000PV以上、直帰率は75%以下を目指すこととし、それを達成するための施策を実施すること。広告表示回数に関しては参考値として適宜数値を設定すること。

① 誘導するウェブサイトへのアクセス数（各クリック数及び「世界自然遺産

ウェブサイトPV数)

② 誘導したウェブサイトの回遊数及び回遊率

③ 誘導したウェブサイトの直帰率

※参考：

世界自然遺産 ウェブサイト	サイト開設 (令和元年8月30日) ～2年3月31日	令和2年4月1日 ～3年3月31日	令和3年4月1日 ～4年3月31日	令和4年4月1日 ～同年12月31日
PV数	59,772	49,689	216,823	209,723
直帰率	82.25%	68.17%	75.81%	84.57%

(ウ) TCVBが他の媒体等で制作した広告デザインを利用する場合、リサイズ等の調整を行い、提供すること。

(エ) 動画広告を実施する場合は、令和2年度及び令和4年度に制作した映像を積極的に使用すること。(映像素材はTCVBより提供するものを使用する)

イ. 言語

広告を配信する市場にあわせ、言語の表記ルールは原則、以下のとおりとするが、本契約締結後、TCVBの指示に従うこと。

欧米豪：英語

日本：日本語

ウ. オンライン広告掲出期間

本契約締結後、速やかに開始すること。但し、「6 委託内容」(1)で運営するウェブサイトへ誘導するオンライン広告は、長期的な掲出を前提とした配信、運用を行うこととし、(2)で設置する特設ページへ誘導するオンライン広告については、特設ページ公開後、速やかに開始すること。また、事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出の時期や掲出頻度を設定すること。

(4) 海外OTA (Online Travel Agency) との連携業務

ア. 業務内容

ホテルや航空券、ツアー等、旅行に関するオンライン予約を扱うOTAと連携した広告出稿等の事業を実施すること。なお、連携する海外OTAは5つの世界自然遺産地域(もしくは周辺)への旅行予約を取り扱っているか、事業実施までに取り扱い予定のものを選定すること。

イ. 対象市場と言語

広告等を配信する市場にあわせ、言語の表記ルールは原則、以下のとおりとするが、本契約締結後、TCVBの指示に従うこと。

欧米豪：英語

ウ. 期間

実施する事業を通じて、5道県及び東京都への渡航予約や訪問有無を確認できるよう、適切な期間を設定すること。

エ. その他

「6 委託内容」(2) で設置する特設ページと総合的に実施した方がより効果的である場合は、有機的に連携させること。

(5) 会議開催関連業務

以下の条件で開催する予定の会議に関する業務を行うこと。

ア. 事業規模（実施回数、時期、場所は概ね以下のとおりとする）

会議の種類	開催時期（予定）	開催場所（予定）	参加者（予定）
協議会	6月頃	東京	20名程度
協議会事前打合せ会	5月頃、1月頃	東京	20名程度

※開催日については決定次第、連絡する。（状況に応じて、オンライン開催の可能性あり）

イ. 業務内容

(ア) 本業務実施に関する会議資料の作成及び必要に応じて説明・報告を行うこと。

（会議資料作成は、書面のみで開催する協議会も含め、計3回分を想定）

(イ) 各地からの参集に至便な場所にある会議室を確保すること。（東京駅周辺等）

(ウ) マイク、席札、湯茶、配布資料、PC、プロジェクタや、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対策を行い、必要な備品等を準備すること。

(エ) 協議会は、出席者の受付業務、会議中の写真撮影等を行うこと。

(オ) TCVB が事前に指定したレイアウトで配置すること。

(カ) レコーダー等で録音し議事録用のテープ起こしを行うこと。

(6) 効果測定及び報告

以下のとおり実施すること。

ア. ウェブサイトアクセス分析

アクセス解析を毎月行い、TCVB に報告すること。解析項目については、事前に提案し、TCVB と協議した上で実施すること。

イ. 「6 委託内容」(2) の特設ページ設置

適切な KPI を設定の上、特設ページ閲覧数、ユニークユーザー数、滞在時間等、分析数値を定期的に報告すること。

ウ. 映像に関する広告配信

適切な KPI を設定の上、広告の表示回数、映像の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）分析数値を毎月報告すること。その結果に応じて、ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を TCVB と協議し実施すること。

エ. オンライン広告

設定した KPI（誘導するウェブサイトへのアクセス数（クリック数）、回遊数及び回遊率、直帰率）の数値を毎月報告すること。また、その数値を分析し、結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を TCVB と協議し実施すること。

オ. OTA との連携業務

世界自然遺産地域へのフライトやホテル、ツアー予約数、検索数等の数値を毎月報告すること。

## 7 完了報告と契約代金の支払いについて

### (1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

なお、「6 委託内容」(3)及び(4)の業務に係る事業費の一部は、5 道県の各自治体から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため自治体担当者と直接調整し、必要な場合には指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

### (2) 完了報告と成果物の提出について

#### ア. 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

#### イ. 実施報告書

A4 版、横書きカラーで作成の上、紙2部、電子データを CD-R または DVD-R で2枚納品すること。掲出された広告（オンライン、オンラインメディア）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

#### ウ. 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

## 8 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

(3) TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、音楽、出演モデル、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

## 9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 10 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 11 委託事項の遵守・守秘義務

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 12 個人情報の保護等

- (1) 「公益法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
  - ・本事業の特設ページ等を通じて得たもので、ログインされたユーザーの氏名・連絡先・メールアドレス など。
  - ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレス など。
  - ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）が同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業実施にあたり、「9 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
  - ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類。

## 13 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、事前に両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。
- (4) 受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、「6 委託内容（1）世界自然遺産ウェブサイトの制作・編集・運営管理委託業務」に限り、履行期間1年間を単位として最大2回の契約更改ができるものとする。但し、次年度以降の本事業の実施や規模については、契約期間内に別途提示することとする。
- (5) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業

業内容の変更、または本事業を中止する場合がある。

- (7) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (8) 本事業は、令和5年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和5年度東京観光財団収支予算が令和5年3月31日までに東京観光財団評議員会で承認された場合において、令和5年4月1日に確定するものとする。

連絡先：

公益財団法人東京観光財団

観光事業部 河野・丸山

email : m.kono@tcvb.or.jp